

読 替 後	読 替 前
（規則第二百一条第一項の規定による自己資本の額の調整） 第四十条 規則第二百一条第一項の農林水産大臣が必要な調整を加えた自己資本の額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年六月二十九日金融庁・農林水産省告示第十三号）第一条の規定により読み替えて適用する農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額、自己資本比率告示第五条第一項第四号に規定する負債性資本調達手段の額及び同項第五号に規定する期限付劣後債務の額（残存期間が五年以内になった同号に規定する期限付劣後債務については、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り上げた年数）から一を減じて得た数を乗じ、その額を五で除して得た額）の合計額とする。	（規則第二百一条第一項の規定による自己資本の額の調整） 第四十条 規則第二百一条第一項の農林水産大臣が必要な調整を加えた自己資本の額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額、自己資本比率告示第五条第一項第四号に規定する負債性資本調達手段の額及び同項第五号に規定する期限付劣後債務の額（残存期間が五年以内になった同号に規定する期限付劣後債務については、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り上げた年数）から一を減じて得た数を乗じ、その額を五で除して得た額）の合計額とする。

◎ 水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の特例の読替表

【第二条関係】

読 替 後	読 替 前
（規則第二百四条第一項の規定による自己資本の額の調整） 第三十六条 規則第二百四条第一項の農林水産大臣が必要な調整を加えた自己資本の額は、<u>農業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年六月二十九日金融庁・農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）第四条に規定する基本的項目の額とする。	（規則第二百四条第一項の規定による自己資本の額の調整） 第三十六条 規則第二百四条第一項の農林水産大臣が必要な調整を加えた自己資本の額は、<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）第四条に規定する基本的項目の額とする。